

生活保護のしおり

大町市福祉事務所 福祉係

住 所 〒398-8601 大町市大町3887番地
電話番号 0261-22-0420 (代表)
(内線 412、413、414)
(令和3年3月更新)

1 はじめに

この『生活保護のしおり』は生活保護制度の要点について、その目的、内容などをわかりやすく簡単にまとめています。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

生活保護制度の守られるべき権利と守るべき義務について良く理解いただき、より良い生活が送れるように、また、生活の問題解決に役立てていただきたいと思います。



1	はじめに	(- 1 -)
2	生活保護とは	(- 2 -)
3	保護決定のながれ	(- 4 -)
4	保護の決定	(- 5 -)
5	保護の決め方	(- 7 -)
6	保護を受ける方の権利	(- 9 -)
7	保護を受ける方の義務と守ること	(- 10 -)
8	保護費の支給・返還・徴収	(- 11 -)
9	けがや病気で医者にかかるとき	(- 12 -)
10	地区担当員(ケースワーカー)	(- 14 -)

2 生活保護とは

制度の目的

生活保護法第1条に「国が生活に困窮するすべて国民に対し、(略)その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とあり、生活保護は国民の権利として認められています。

また、最低限度の生活を保障するだけでなく、積極的に保護を受ける方の将来における自立の手助けをすることが、この制度の目的となっています。

【日本国憲法 (抜粋)】

第25条 (生存権、国の社会的使命)

- ①すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【生活保護法 (抜粋)】

第1条 (この法律の目的)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条 (無差別平等)

すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

第3条 (最低生活)

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

生活保護は、保護に要する経費が国民の税金で賄われていることなどから、各自がそのもてる能力に応じて最善の努力をしても、最低生活が行えない場合に、その不足分を補うために受けることができます。

1 働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。

2 資産（預貯金や土地、家屋、自動車、保険の解約金など）で活用できるものは、すべて生活のために活用してください。

3 仕送りなどの支援については、親、子、兄弟姉妹などと話し合ってください。

4 年金・手当など他の法律（制度）で活用できるものは、すべて受けて活用してください。

（例：国民年金、厚生年金、障害年金、健康保険、公的貸付制度、雇用保険、労災保険、傷病手当、福祉手当、児童扶養手当、児童手当など）

【生活保護法（抜粋）】

第4条（保護の補足性）

①保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

②民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

3 保護決定のながれ

生活費や病気などに困っている方の相談は、市役所の福祉課福祉係（福祉事務所）が窓口となります。

原則として、本人が相談に来てください。ただし、本人が体の具合が悪いなどの事情で窓口に来られない場合は、事情のわかる方が来てください。

相談

- ① 福祉事務所内の面接室で、地区担当の職員（以下ケースワーカー）が生活についてお困りの事を具体的にお聞きします。（状況により訪問による相談も行います。）
- ② 生活保護制度や活用できる社会保障制度などを説明します。

申請

- ① 本人の意思により申請できます。
- ② 申請書や関係書類に必要な事項を記入、捺印し、提出してください。

調査

- ① 申請に基づきケースワーカーが、生活の様子、収入、資産、家賃、病状、扶養義務者などを詳しくお聞きするため、家庭訪問します。
- ② 生活の状態が、国の定めた生活保護の要件に合うか調査します。

決定

- ① 調査に基づき、収入や資産などが国の定める基準に当てはまるかどうかを計算します。
- ② 扶養義務者からの支援が受けられるかどうか、資産があるかどうか、他の法律や制度が活用できるかを検討します。
なお、扶養義務者には扶養の可能性について調査を行います。
- ③ それらを活用しても生活できないときは保護が決定となります。

通知

- ① 家庭訪問を行い、決定内容をお伝えします。
- ② 生活保護が受けられる場合、「保護開始決定通知書」をお出しします。
- ③ 生活保護が受けられない場合、「保護却下決定通知書」をお出しします。

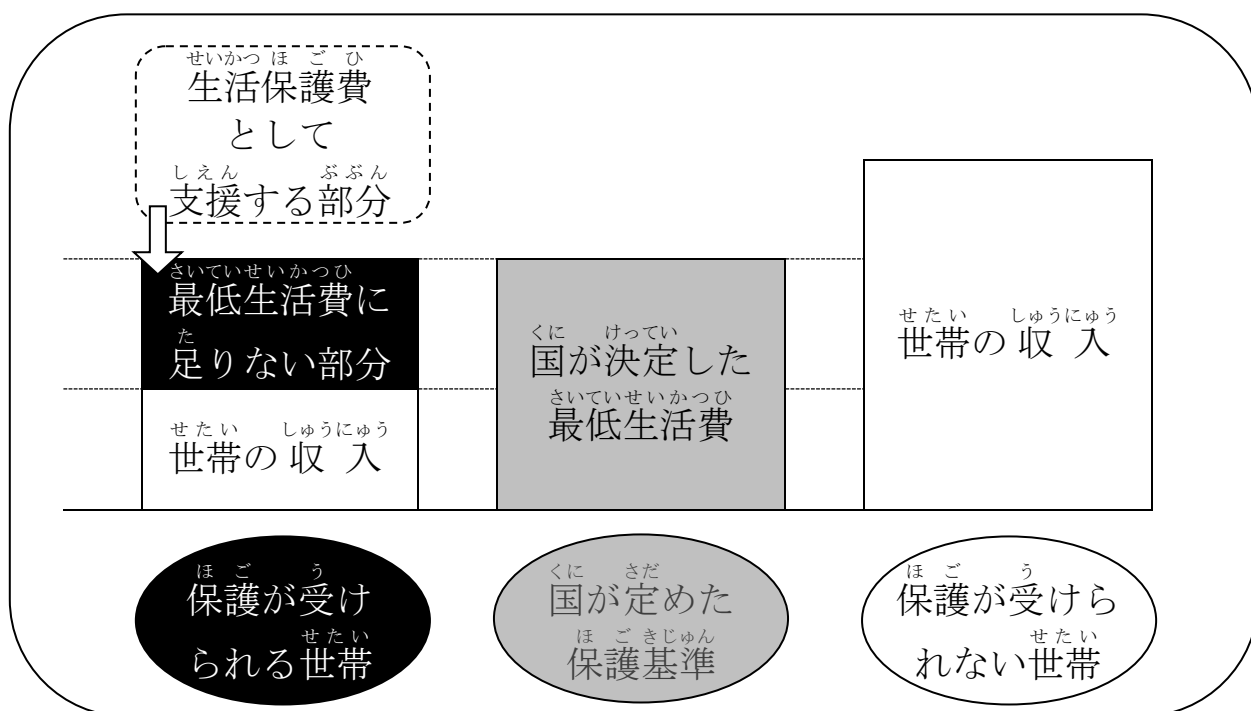
保護が受けられるかどうかは、原則として申請受付から14日以内（調査のために時間がかかるなど、特別な理由がある場合は30日以内）に決定し、連絡します。

4 保護の決定

生活保護は、原則として、同一の住居に居住し、生計を一にしている人の集まり（世帯）を単位に決定します。同一の住居に居住する人は他人であっても同一世帯として考えます。

同一世帯全員の収入と国で定めた最低生活費（保護基準）とを比べてその要否と程度を決定します。

最低生活を維持するための保護基準は、その人（世帯）の年齢、世帯構成、居住地域などによって異なります。



保護の種類

生活保護には内容によって8種類の扶助があり、それぞれ国の定めた基準の範囲内で必要な現金や現物を支給します。

生活扶助：衣食、水道光熱費、介護保険料などその他日常生活に必要な費用

※生活扶助は現金支給よって行いますが、これによることができないときやこれによることが適当でないとき、又、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物支給によって行うことがあります。

※生活扶助の保護金品（現金や現物）は、一月分以内を限度として前渡します。

きょういくふじょ ぎ む きょういく う ひつよう がっきゅうひ きょうざいだい きゅうしょくひ がくしゅう
教育扶助 : 義務教育を受けるのに必要な学級費、教材代、給食費、学習
しえんひ ぎ む きょういく う ひつよう ひよう
支援費など、義務教育を受けるために必要な費用
※教育扶助は現金支給よって行いますが、これによることができないとき
やこれによることが適当でないとき、又、その他保護の目的を達するた
めに必要があるときは、現物支給によつて行うことがあります。

じゅうたくふじょ やちん ちだい まがりひよう じゅうたくい じしゅうり ひつよう ひよう
住宅扶助 : 家賃、地代、間借費用など、住宅維持修理に必要な費用
※住宅扶助は現金支給よって行いますが、これによることができないとき
やこれによることが適当でないとき、又、その他保護の目的を達するた
めに必要があるときは、現物支給によつて行うことがあります。

いりょうふじょ びょうき ちりょう びょういん やっきょく ひつよう ひよう
医療扶助 : けがや病気の治療で病院や薬局にかかるために必要な費用
※矯正眼鏡、コルセット等（治療材料と呼びます）なども含みます。
※医療扶助は現物支給よって行いますが、これによることができないとき
やこれによることが適当でないとき、又、その他保護の目的を達するた
めに必要があるときは、現金支給によつて行うことがあります。

かいごふじょ かいごほけん う ひつよう ひよう
介護扶助 : 介護保険サービスを受けるために必要な費用
※介護扶助は現物支給よって行いますが、これによることができないとき
やこれによることが適当でないとき、又、その他保護の目的を達するた
めに必要があるときは、現金支給によつて行うことがあります。

しゅつさんふじょ しゅつさん ひつよう ひよう
出産扶助 : 出産するために必要な費用
※ただし、保険診療ではないため自己負担金が出る場合があります。

せいぎょうふじょ せいかつ い じ いとな しょうきぼ じぎょう いとな ひつよう
生業扶助 : 生活維持のために営まれる小規模の事業を営むために必要
ひよう じりつ ひつよう ぎのう ぎじゅつ み ひつよう
な費用や自立に必要な、技能や技術を身につけるために必要
ひよう
な費用

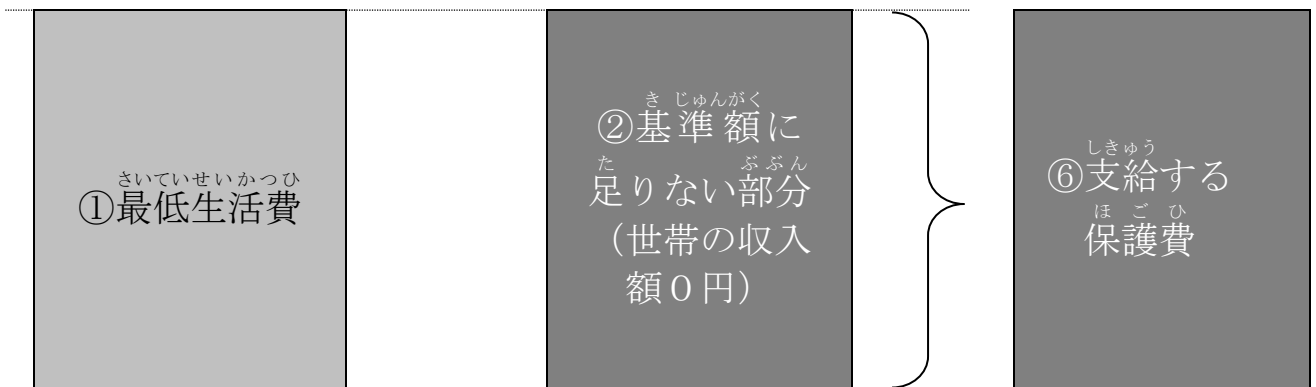
そうさいふじょ そうさい ひよう
葬祭扶助 : 葬祭にかかる費用

5 保護の決め方



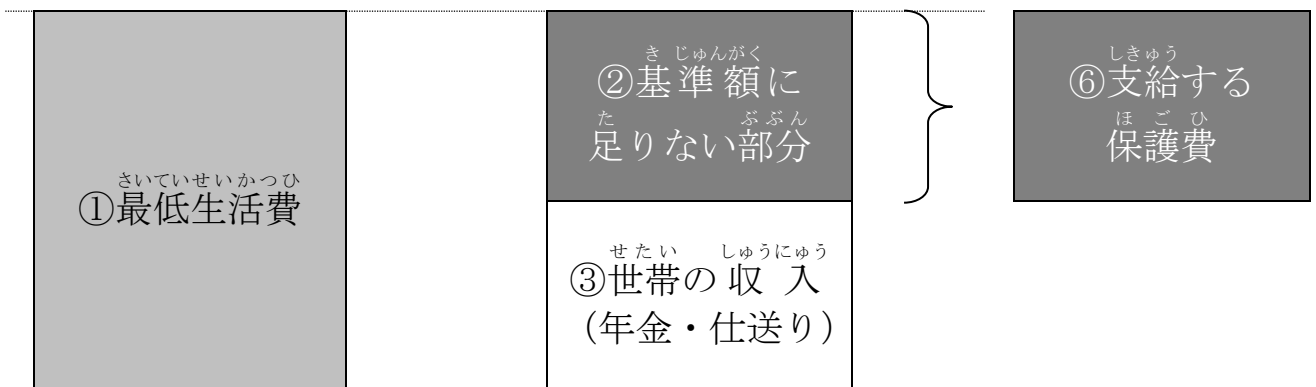
生活保護を受けている方の保護費の計算のしかたは、世帯収入の種類や金額によってそれぞれ変わります。詳しくは次のとおりです。

1 まったく収入がない場合（収入額0円）



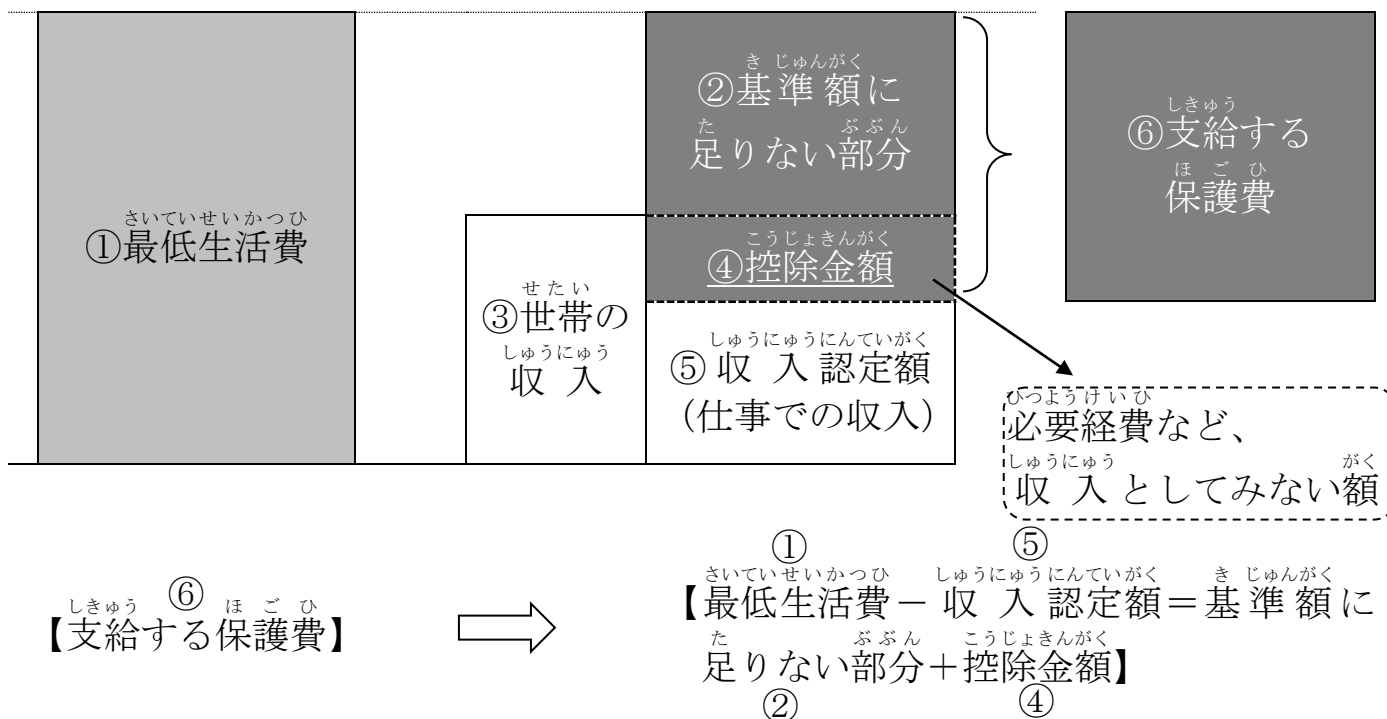
$\boxed{\text{しきゅう ⑥ ほごひ 支給する保護費}} \Rightarrow \boxed{\text{さいていせいかつひ ① 最低生活費 = きじゅんがく ② 基準額に足りない部分}}$

2 年金や仕送りなどがあるとき



$\boxed{\text{しきゅう ⑥ ほごひ 支給する保護費}} \Rightarrow \boxed{\text{さいていせいかつひ ① 最低生活費 - せたい ③ 世帯の収入 = きじゅんがく ② 基準額に足りない部分}}$

3 仕事をして得た収入のある場合



※ 給料・年金・手当・仕送りなどの収入がある方は、その収入金額がわからないと支給する保護費が決められません。

そのため、新たに収入を得た、収入額が変わった、臨時の収入があった場合などは、必ず、すみやかに申告をしてください。(どんな収入でも申告が必要ですので、毎月20日頃までに申告してください。)

また、保護を受けている方の収入状況を確認するために、税務担当課へ定期的に課税調査します。収入申告を故意に怠ると生活保護制度上の違反事項となり不正受給として、保護費の全部または一部を徴収されますので、注意してください。

6 保護を受ける方の権利

1 保護を受けている方に認められる権利

- (1) 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。【不利益変更の禁止（法第56条）】
- (2) 生活保護法により支給されたものに、税金をかけられることはありません。【公課禁止（法第57条）】
- (3) 生活保護法により支給されたものを、差し押さえられることはありません。【差押禁止（法第58条）】

2 保護を受けている方が活用できる制度

◆◆◆ 減免・免除されるもの ◆◆◆

- ① 地方税（市県民税、固定資産税・都市計画税）
- ② 国民年金保険料
- ③ NHK放送受信料
- ④ 下水道使用料（基本料金）
- ⑤ 保育園保育料
- ⑥ ケーブルテレビ利用料
- ⑦ 手数料（住民票、所得証明など）
- ⑧ JR定期券の割引（通勤用定期券）

- 生活保護開始手続きの際に、各種減免の手続きをしますので、ケースワーカーに相談してください。
- 生活保護開始前に生じた支払義務については、減免・免除とはなりませんので注意してください。
- 国民健康保険の加入者は、保険証を返還してもらうことになります。保険による受診はできなくなります（保険料は支払う必要はなくなります）。
- 手続きには、印鑑が必要な場合がほとんどですので、来所の際には印鑑を持参してください。

7 保護を受ける方の義務と守ること

(1) 保護を受ける権利を他の人にゆずり渡すことはできません。
【譲渡禁止（法第59条）】

(2) 能力に応じて働く努力をして、支出の節約を図ること。生活の維持、
向上に努力してください。【生活上の義務（法第60条）】

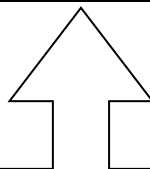
※生活保護は、保護に要する経費が国民の税金で賄われていることなどから支出の節約を図るためにパチンコ、競馬、競輪などのギャンブルへの浪費は認められません。

(3) 収入、支出やその他生計の状況について変動（居住地の変更、家族
構成の変化、家賃の変更、就職、失業、退職、転職、入学、休学、
退学、病気、通院、入院、退院、結婚、出産、死亡など）があった
ときは、すみやかに、届出してください。【届出の義務（法第61条）】

(4) 生活の維持、向上やその他保護の目的達成のために、ケースワーカー
などが指導・指示をすることがありますので、そのときは指導・指示
に従ってください。【指導等に従う義務（法第62条）】

(5) 自動車の所有、運転（借用を含めて）は原則的に認められません。
【資産の活用、生活上の義務（法第60条）】

(6) ローン付き住宅を所有されている方は生活保護が適用されない場合
があります。【資産の活用】



※これらのことを守っていただけない場合には、保護の変更・停止または廃止をすることがあります。【指導等に従う義務（法第62条）】

※生活保護を受けている間の借金は認められません。
困ったことがある場合は、ケースワーカーに相談してください。

8 保護費の支給・返還・徴収

1 保護費の支給方法

保護費の支給は毎月5日です。5日が土日祭日の場合は、その前日になります。原則、銀行口座への振込で支給をしています。

保護費は、1ヶ月分を前渡しますので、次の支給日まで計画的に使ってください。

2 保護費の返還

毎月の保護費は、世帯ごとの基準によって決められ、生活、世帯の状況、または収入額に変化がなければ支給される額は変わりません。

収入額が変わったとき、または世帯構成が変わったり、入院したりしたときに、あなたからの届出が遅れると保護費を払いすぎてしまう場合があります。その場合、払いすぎた保護費を返還していただきます。

また、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、すでに支給された保護費を返還しなければなりません。【費用返還義務(法第63条)】

3 不正受給と費用徴収

届出の義務を故意に怠って収入の申告をしなかったり、偽りの申告をして保護を受けた場合は、不正受給として、保護費の全部または一部を徴収されます。不正な手段や方法で不正に保護を受けた場合には、法律によって処罰されることがあります。【費用の徴収(法第78条)】

4 審査請求

福祉事務所の行った決定に不服のあるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に長野県知事に対し、不服の申し立て(行政不服審査請求)を行うことができます。【審査庁(法第64条)】

9 けがや病気で医者にかかるとき

生活保護を受けているあいだは、国民健康保険証が使えなくなります。

→「医療券」「調剤券」での対応となるため、「診療依頼書」をわたします。

※国民健康保険証は、生活保護開始手続きの際に返還となります。

※会社の健康保険証をお持ちの方は、その保険証と「診療依頼書」を両方持って医療機関にかかってください。

原則的に、医療機関に行く前に、福祉事務所の窓口（市役所1階）で医療機関受診の申請をしてください。

印鑑が必要です

医療機関の窓口で「診療依頼書」を出して治療を受けてください。
※生活保護法の指定を受けた医療機関のみにかかることができます。

① 休日、夜間の医療機関利用について

休日、夜間に急に体調をくずされたときは、『休日緊急当番医』『休日緊急当番薬局』及び『北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター』を利用してください。

利用時には、「生活保護受給証明書」を窓口で見せてからかかってください。後日、ケースワーカーへ受診したことを連絡するようにしてください。不明な点がありましたら、ケースワーカーへ相談してください。

なお、『休日緊急当番医』『休日緊急当番薬局』は毎月変更しますので、市広報、新聞、ケースワーカーへ確認してください。

② 矯正眼鏡、コルセット等の作製について

矯正眼鏡、コルセット等が必要なときは、前もってケースワーカーに相談してください。相談せずに作製したときは自己負担となります。

③ 入院するとき

入院する必要があるときは、ケースワーカーへ相談してください。
生活保護の医療扶助で負担できる入院費用は必要最低限度になりますので、個室などに入って最低限度を超える医療費を請求された場合は、自己負担となります。
また、病衣、その他各自に必要な身の回りの日用品費などは、自己負担となります。

④ 薬局の利用について

医療機関に対して、利用する薬局は薬の副作用の影響から原則的に一つにしてください。『かかりつけ薬局』を決めましょう。
また、主治医から出された処方箋に従い正しく薬を受け取ってきちんと服薬してください。

⑤ 出産するとき

出産費用については生活保護の医療扶助が受けられません。出産扶助を超える額は自己負担となりますので、他の制度（妊婦・乳児一般健康診査、出産祝い金など）を活用してください。

⑥ 交通事故にあったとき

交通事故にあった場合、通常は相手方の保険が適用されるので、生活保護の医療扶助が受けられません。
ただし、相手方がいないなど、事故のケースによって取り扱いが変わりますので、必ずケースワーカーに相談してください。

10 地区担当員(ケースワーカー)

地区担当員(ケースワーカー)

福祉事務所の地区担当の職員（ケースワーカー）は、あなたの抱えている問題をいっしょに考え、あなたが自分の力で生活できるように必要な支援やアドバイスをを行っています。そのために、定期的に家庭を訪問したり、病院を訪問することもあります。

必ずケースワーカーに連絡すること

- 就労による収入や仕送りなどが増えたとき、減ったとき
- 世帯員のだれかが働き始めたり、仕事をやめたとき
- 年金や手当などの金額が変わるといふ通知のあったとき
- その他どんなものでも収入があったとき、増えたとき、減ったとき
- 出産、死亡、転出などで世帯構成に変動のあったとき
- 高校に入学、卒業、退学するとき
- 家賃や地代が変わるとき、契約更新のとき
- 引越しをしなければならなくなったとき
- ケガや病気で医者にかかりたいとき
- 通院などの交通費が必要なとき
- 入院や退院が決まったり、病気やケガが治ったとき
- 交通事故にあったとき
- 働くために技術を身につけたいとき（それがなければ働けない場合に限り）
- 日本国外に出るとき（生活保護は停止、廃止になります）
- 生活保護を受けなくても生活していける見通しがついたとき
- その他、生活や家庭の状況に変わったことがあったとき

これらは保護費の決定にかかわるので、わかったときはすぐに連絡をしてください。届出が遅れると、保護費が足りなかったり、払いすぎて返していただくなど、あなたに不利益が及ぶ可能性があります。

○ 民生委員

民生委員は、地域の中で身近な相談の窓口となる方です。

民生委員法に基づいて、社会奉仕の精神を持って、地域の住民と行政との連絡役として、また福祉に関する相談役として、皆さんの悩みやお困りのことを聞いてもらうことができます。

地区担当員と同様、秘密を守る義務がありますので、安心してご相談ください。

あなたの地区の『民生委員』は、

_____ です。

あなたの『地区担当員』は、
おおまちしふくしじむしょ おおまちしやくしよみんせいぶふくしか
大町市福祉事務所（大町市役所民生部福祉課）

_____ です。

でんわ 電話 0 2 6 1 - 2 2 - 0 4 2 0 (内線 ないせん 4 1 2、4 1 3、4 1 4)

福祉事務所の位置図

